

I 章 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）

1 土地利用

- (1) まちの健全な土地利用
- (2) 住み良い暮らしを育む都市整備
- (3) キャンプ朝霞跡地の有効活用



朝霞駅(南口)



北朝霞駅(東口)イルミネーション



根岸台五丁目土地区画整理事業

現状と課題

- 都市計画マスタープランに基づきまちづくりを進めるとともに、都市計画法に基づき適切に許認可事務を行い、健全な土地利用を図っています。今後は、緑豊かなまちづくりを進めるとともに、国道254号バイパス周辺の土地利用の検討や長期未着手の都市計画道路の見直しが必要です。
- 都市の基盤づくりとして朝霞駅南口と東口に駅前広場の整備を行いました。今後も引き続き中心市街地の活性化のため朝霞駅南口駅前通りを安全で快適な空間として整備を進めるなど、地元商店会や関係機関と協力して進める必要があります。また、根岸台五丁目土地区画整理事業は引き続き事業の進捗を図るとともに、旧暫定逆線引き地区[※]の整備を推進する必要があります。
- 基地跡地利用計画を国に提出し、また、これを踏まえて公園とシンボルロードの整備基本計画を策定しました。今後は、国と連携を図りながら、公園とシンボルロードの用地取得や整備を進めるとともに、市民との協働[※]により基地跡地利用計画に基づき、計画的に整備を進める必要があります。

【都市計画用途地域等指定状況】

(平成23年1月21日現在)

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	1,838.0	100.0
市街化区域 [※]	1,063.0	57.8
市街化調整区域 [※]	775.0	42.2
用途地域指定地域	1,063.6	100.0
第一種低層住居専用地域	130.3	12.3
第一種中高層住居専用地域	474.5	44.6
第二種中高層住居専用地域	7.8	0.7
第一種住居地域	237.2	22.3
準住居地域	11.0	1.0
近隣商業地域	32.8	3.1
商業地域	37.2	3.5
準工業地域	49.1	4.6
工業地域	83.7	7.9
防火地域	14.1	—
準防火地域	12.4	—
荒川近郊緑地保全区域 [※]	98.0	—

資料：都市計画課

施策概要

- 都市計画マスタープランに即したまちづくりを引き続き進めるとともに、環境と調和した市街地の適切な整備に努めます。また、国道254号バイパス沿線の土地利用の検討や長期間未着手の都市計画道路の見直しなどを行い健全な土地利用を図ります。
- 土地区画整理事業や地区計画[※]などにに基づき都市基盤の整備を進めるとともに、駅前通りで安心して買い物ができるように道路環境の整備を行い、中心市街地の活性化に向けた取組みを地元商店会や関係機関と協力して行います。
- 本市の新たなまちづくりの拠点として、基地跡地利用計画に基づき、効率的・計画的な整備を進めます。

具体的な施策

(1) まちの健全な土地利用

①まちづくり計画の推進

- 都市計画マスタープランなどに基づき、市民、企業（事業者）、行政の協働[※]により、人と暮らし・自然が活きるまちづくりを進めます。また、計画の進捗状況、事業の効果などを適正に評価しながら、地域の特性に合ったまちづくりの手法などを市民とともに検討し推進します。

②環境と調和した市街地の整備

- 市街地において、緑の保全と創出を推進し、環境と都市機能の調和したまちづくりに努めます。道路などの住宅地の基盤整備や、用途の見直しなどにより、住みやすい生活環境づくりに努めます。

③市街地周辺地域の保全と整備

- 市街地周辺の市街化調整区域[※]においては、無秩序な開発の防止、土地利用の整序を図りながら、良好な自然的環境を保全していきます。国道254号バイパスの一部開通に伴い市街地周辺の内間木地区、根岸・台地区などの適正な土地利用を図ります。

④長期未整備都市計画道路の見直し

- 長期間未着手の都市計画道路について、地域住民等の意向を踏まえながら、市内の広域幹線としての必要性を再検討し、適切な配置に努めます。

(2) 住み良い暮らしを育む都市整備

①良好な生活空間の整備

- 根岸台五丁目の土地区画整理事業を推進するとともに、旧暫定逆線引き地区[※]の都市基盤整備を推進します。

②中心市街地活性化の促進

- 中心市街地活性化事業として朝霞駅周辺の商店会が実施している事業に、支援を引き続き行っていきます。また、駅周辺の魅力を高めるため、駅前広場の快適化に努めるとともに、朝霞駅南口駅前通りを、安全で快適に買い物ができるように道路環境の整備を行います。

(3) キャンプ朝霞跡地の有効活用

①市民参加による跡地の有効活用

- 基地跡地利用計画を進めるため、市民との協働[※]により効率的な事業の推進に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
基地跡地利用計画に基づく整備面積	0.0ha	0.0ha	3.5ha	基地跡地利用計画の中に位置付けている、シンボルロードと図書館北側の用地の面積

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

2 道路・橋梁



国道254号バイパス第1期整備区間開通



銀杏並木（市道2号線-都市計画道路緑ヶ丘通線）

現状と 課題

- 本市には、広域幹線道路として、国道254号（川越街道）、都市内幹線道路として、県道和光・志木線、県道朝霞・蕨線などがあり、また、国道254号バイパスの第1期整備区間が開通するなど都市計画道路の整備や市内幹線道路の歩道設置などが進んでいます。今後も着実な整備を進める一方、計画的に整備を行うため、優先順位の検討が必要です。
- 都市計画道路については、計画的な整備を進めていますが、長期未整備の都市計画道路があり、計画の見直しを進める必要があります。
- 生活道路の改良や、ガードレール、交通標識などの安全施設の整備、私道の舗装等への支援を進めており、引き続き地域の実情を踏まえながらこれらの整備等を行うとともに、維持管理することが必要です。また、今後は旧暫定逆線引き地区*とその周辺の整備を行うことが必要です。
- 耐震化が必要な橋梁13か所のうち、7か所の橋梁の耐震化が完了しています。引き続き残りの橋梁についても耐震化を進めるとともに、これらの橋梁を適切に維持管理することが必要です。

【歩道の整備状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歩道整備延長(m)	937.3	561.1	237.0	401.2	285.0

資料：道路交通課

施策概要

- 国道254号バイパスの早期全線開通を関係機関に働きかけていきます。また、事業中の都市計画道路と市内幹線道路の整備を優先的に進めるとともに、整備に当たっては快適で優しく環境にも配慮した道づくりに努めます。
- 道路を拡幅し歩道やグリーンベルト、ガードパイプ等を設置することなどにより歩行者の安全を確保します。また、私道の舗装等の整備を支援し、快適な道路環境や良好な住環境を形成します。
- 橋梁調査を踏まえ、緊急性、交通量等の重要度を勘案し、計画的に橋梁の耐震化を行うとともに、橋梁の適切な維持管理を行います。

具体的な施策

(1) 幹線道路の整備

① 広域幹線道路などの整備促進

- 国道254号バイパス全線の早期供用開始や、都市計画道路の整備などについて、国や県に対し要請していきます。

② 幹線道路の整備

- 都市計画道路や市内幹線道路について、歩行者の安全性を確保するため歩車道の分離など改良に努めます。

③ 道路・交通環境の向上

- 快適で誰にも優しいユニバーサルデザイン*を取り入れ、段差のない歩道などの道づくりを進め、透水性舗装*、街路樹、ポケットパーク*などを整備し、快適で優しく環境にも配慮した道路を目指します。

(2) 生活道路の整備

① 身近な生活道路の整備

- 地域の実状を踏まえ、道路の改良、ガードレールなどの安全施設の整備、私道の整備への支援などに努めます。

(3) 橋梁の整備充実

① 橋梁の耐震化の推進

- 橋梁の耐震化を計画的に進めるとともに、橋梁の適切な維持管理に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
落橋防止対策整備割合	5/11橋	7/13橋	13/13橋	落橋防止対策工事を実施した橋の数/ 落橋防止対策工事が必要な橋の数
都市計画道路の整備率	32.0%	32.0%	38.0%	都市計画道路整備済み延長を、都市計画決定されている総延長で割って算出

◆ 成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

- (1) 公園の整備
- (2) 緑の保全と創出
- (3) 河川環境の保全・整備

3 公園・緑地・河川



青葉台公園



朝霞市役所のグリーンカーテン



黒目川花まつり

現状と課題

- 緑の基本計画に基づき、地域の拠点となる公園や身近な公園などの整備を進めながら、適切な維持管理に努めています。さらに安全と安心を優先しつつ、市民参加による公園の整備や管理を進めることが必要です。
- 特別緑地保全地区※制度を活用して斜面林の公有地化を推進し、市民とともに管理を進めてきました。また、緑化推進条例に基づく保護地区、保護樹木制度及び、生け垣設置補助制度などを活用して緑地の保全と緑化を推進しています。今後は公共施設や道路等を含めた緑化推進を市民参加で図る必要があります。
- 水質調査結果が数年来、基準値内で推移しています。また、朝霞調節池が完了し水害対策も進んでいます。上流の排水機場の充実や周辺環境の整備について、引き続き国、県へ要望していきます。さらに水質調査項目の検証と市民の河川環境に対するニーズも高いことから、今後も市民との協働※による維持管理の充実が求められています。

【都市公園※・児童遊園※の設置状況】

(各年 4月 1日現在)

	総数		都 市 公 園 ※										児童遊園※	
			街区公園		近隣公園		地区公園		歴史公園		都市緑地			
	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)
平成17年	108	277,337	23	56,304	3	41,898	3	143,953	1	5,177	-	-	78	30,005
平成18年	109	300,326	23	56,304	3	41,898	3	143,953	1	5,177	1	24,273	78	28,721
平成19年	109	300,326	23	56,304	3	41,898	3	143,953	1	5,177	1	24,273	78	28,721
平成20年	112	304,152	26	60,130	3	41,898	3	143,953	1	5,177	1	24,273	78	28,721
平成21年	120	328,965	30	75,647	3	41,898	3	143,953	2	15,372	1	24,273	81	27,822

資料:都市計画課

【緑被率※】

	平成 4 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年
緑被率※(%)	39.37	34.61	33.52	33.34

資料:都市計画課

注:航空写真を使用した調査による。なお、撮影月日はそれぞれ異なる。

施策概要

- 地域の拠点となる公園の整備を進めるとともに、都市公園^{*}や児童遊園^{*}を地域にバランス良く配置します。既存の公園は、施設の定期的な点検等を行い、適切な維持管理に努めます。また、公園の計画づくりや維持管理・運営に当たっては、市民参加に努めます。
- 特別緑地保全地区^{*}、保護地区、保護樹木などの制度を活用して緑地を保全するとともに、公共施設の緑化や、生け垣設置への助成等により民有地の緑化を進めます。長期的には、これらの緑地を街路樹や河川を軸にネットワーク化することを目指します。
- 調査項目を精査した上で、引き続き黒目川などの水質を経年的に調査するとともに、市民と協働^{*}して黒目川桜並木や遊歩道の維持管理を行います。また、河川改修工事の実施を国等に要望し、治水対策を推進します。

具体的な施策

(1) 公園の整備

①拠点となる公園の整備

- 市民の憩いと交流の場、景観・防災など多様な機能を持つ地域の拠点となる公園の整備を推進します。

②身近な公園の整備

- 公園が不足している地域を中心に、市民が利用できる身近な公園の整備を推進します。

③公園の適切な維持管理

- 遊具等の定期点検に基づき施設の改修を行うなど、既存の公園の適切な管理に努めます。また、市民参加による公園の日常管理を引き続き推進します。

(2) 緑の保全と創出

①緑地の保全・整備

- 保護地区や保護樹木などの制度を活用し、市民とともに根岸台など市内に残された貴重な緑の保全に努めます。また、緑地の保全に合わせ湧水地などの保全・活用に努めていきます。

②緑化の推進とネットワーク

- 生け垣の設置の助成などにより民有地の緑化を促進するとともに、長期的には街路樹や河川による緑地のネットワークの形成を目指します。

③公共施設の緑化

- 学校を含む公共施設の緑化を推進するため、屋上並びに壁面の緑化や校庭の芝生化の整備検討に努めます。

(3) 河川環境の保全・整備

①水環境の保全

- 自然環境と水質保全の監視に努め、河川環境の向上を図ります。

②治水対策の推進

- 水害のない河川環境を整えるため、国や県に対し、河川改修等に関し要請します。

③水辺空間の整備

- 黒目川桜並木や遊歩道、黒目川緑地の維持管理を行うとともに、水辺空間の整備を関係機関と協力のもと進めていきます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
都市公園 [*] のか所数	31か所	39か所	41か所	都市公園 [*] の整備済みか所数
市民一人当たり公園面積	2.18m ²	2.32m ²	2.78m ²	市民一人当たりの都市公園 [*] の整備面積

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

4 上水道・下水道

- (1) 上水道の整備・充実
- (2) 下水道（污水）の整備・充実
- (3) 雨水対策の推進



岡浄水場



朝霞の雫

現状と課題

- 浄水場や水道管等の水道施設が経過年数により老朽化してきているため、改良事業や更新事業の推進が課題となっています。また、大規模災害時、極めて重要な飲料水、医療用水、消火用水を確保するため、水道施設の耐震化を図ることが必要です。
- 下水道（污水）の事業認可区域内の整備率は99.3%となっています。引き続き、地域の実状を考慮し未整備地域の整備を進めます。また、今後は旧暫定逆線引き地区*の市街化区域*への編入に伴い、下水道の整備を進めるとともに、老朽化施設の更新など、施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- 比較的狭い地域に短時間に降る豪雨により、低地部分において道路冠水等が発生している状況であり、これらの改善等が求められています。

【上水道給水人口及び給水量】

	計画給水人口(人)	給水人口(人)	年間給水量(m ³)	給水能力(m ³ /日)	1日当たり給水量(m ³)	
					平均	最大
平成17年度	150,400	124,851	15,833,649	62,900	43,380	48,370
平成18年度	150,400	125,981	15,935,075	62,900	43,658	48,335
平成19年度	150,400	127,304	15,948,037	62,900	43,574	48,110
平成20年度	150,400	128,491	15,625,021	62,900	42,808	47,952
平成21年度	150,400	129,769	15,659,324	62,900	42,902	46,993

資料：水道経営課

【下水道普及率】

	処理区域面積 A (ha)	行政人口 B (人)	処理区域内人口 C (人)	水洗化人口 D (人)	普及率 C / B (%)	水洗化率 D / C (%)
平成17年度	1,029.6	122,492	116,083	114,590	94.8	98.7
平成18年度	1,041.7	123,452	116,918	115,276	94.7	98.6
平成19年度	1,041.7	124,647	120,307	117,024	96.5	97.3
平成20年度	1,042.3	125,676	121,215	118,026	96.5	97.4
平成21年度	1,042.8	126,861	122,371	119,521	96.5	97.7

資料：下水道課

【私道排水設備工事助成件数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
工事助成件数(件)	0	4	1	2	1

資料：下水道課

施策概要

- 水道事業の健全経営のため、現状と将来を見据えた財政収支計画などを策定します。また、限られた資源である水を有効に使用するための節水意識の啓発を行っていきます。さらに、施設の整備・充実を図るとともに、計画的な老朽施設の更新及び耐震化を図ることにより、安全安心な水の安定供給に努めます。
- 未整備地域の下水道整備、老朽化した下水道施設の計画的な更新・修繕など適切な維持管理、供用開始区域内のくみ取り・浄化槽使用世帯などに対する下水道利用の啓発を行い公衆衛生等の向上に努めます。
- 雨水管未整備地域や低地部分の浸水被害の軽減を図るための施設整備や、排水機場等の適正な維持管理を実施するとともに、雨水流出抑制対策としての地下浸透施設*や雨水貯留施設等の設置指導を行います。

具体的な施策

(1) 上水道の整備・充実

①安全安心な水の供給

- 安全安心な水の安定した供給を確保するために、また、市民の重要なライフライン*として、施設の整備・充実を図るとともに、老朽施設の計画的な更新、施設の耐震化による災害時の給水機能確保など、施設の適切な維持管理に努めます。

②水道事業の健全運営

- 水は限られた資源であることから、節水意識の啓発に努めるとともに、経費などの節減、合理化を図り、水道事業の健全化に努めます。

(2) 下水道（污水）の整備・充実

①下水道施設の計画的整備

- 未整備地域に対しては整備手法などを検討し整備を進めるほか、旧暫定逆線引き地区*については市街化区域*への編入に伴い、所定の手続きを経て下水道整備を進めます。

②下水道施設の適切な維持管理

- 老朽化した施設の更新などを進め、下水道施設の適切な維持管理に努めます。

③下水道の普及促進

- 整備済区域内でのくみ取り・浄化槽使用世帯に対し、融資制度の活用を周知しながら下水道への接続を促進します。

(3) 雨水対策の推進

①雨水流出抑制対策の推進

- 公共施設・民間開発等に対し雨水流出抑制対策として浸透施設*や貯留施設等の設置指導を行うとともに、緑地の確保・歩道等の透水性舗装*など水の涵養のほか雨水利用に努めます。

②雨水対策施設の計画的整備

- 雨水管未整備地域等の計画的整備を進めます。

③雨水対策施設の適切な維持管理

- 雨水管、排水機場等雨水対策施設の適切な維持管理に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
上水道有効率	92.7%	93.3%	95.0%	総配水量（給水量）に対する有効水量の割合 有効水量＝有収水量（水道料金水量）＋無収水量（工事中、管洗浄用、消火用等）
下水道普及率	94.8%	96.5%	98.2%	市の人口に対して、下水道に汚水を流せるようになった区域内の人口の割合
雨水管整備率	89.9%	90.4%	91.0%	雨水整備計画面積に対して、雨水管が整備された面積の割合

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

5 景観

- (1) 景観まちづくりへの意識の高揚
- (2) 景観まちづくりの推進



市内の風景



現状と 課題

- 市民意識調査などによると、景観まちづくりに対する重要性や制度の整備の必要性が高くなっています。地域の実情に即した個性のあるまちづくりを推進するため、市民参加を進めながら、全市的ビジョンづくりを踏まえた景観形成に向けた取り組み方を検討する必要があります。そのためには、景観行政団体[※]への移行後、地域の合意による景観形成に向けて、条例などの制度や手法の検討を進める必要があります。
- 埼玉県景観条例[※]に基づき公共施設や民間施設について外観の色彩に配慮するよう指導しています。公共施設については屋上・壁面緑化に積極的に取り組んでいます。そのために、公共施設については引き続き景観に配慮した整備に努めるとともに、民間施設についても、埼玉県条例に基づく制度以外の面でも景観を向上させる工夫が必要です。

◆写真は「朝霞市の美しい風景30選コンクール」より
(平成19年度実施の市制施行40周年記念事業)

施策概要

- 埼玉県景観条例^{*}に基づくまちづくり啓発活動や朝霞らしい景観の保全や創出に向けて、景観行政団体^{*}への移行を目指すとともに、朝霞らしい景観について市民と検討を行います。
- 緑化等景観に配慮した公共施設を引き続き整備するとともに、民間建築物の緑化等を支援する取組みを進めます。

具体的な施策

(1) 景観まちづくりへの意識の高揚

① 景観行政団体^{*}への移行

- 景観行政団体^{*}へ向けた調査・研究を進め、景観行政団体^{*}への移行を目指します。

② 市民参加の景観まちづくり

- 朝霞らしい景観について市民と検討を進めていきます。

(2) 景観まちづくりの推進

① 市民の自主活動への支援

- 市民の景観まちづくりへの参加を促進するため、生け垣設置奨励補助事業を推進するとともに、民間の開発事業者に対して緑化の充実に向けて積極的に指導していきます。

② 公共施設における取組みの推進

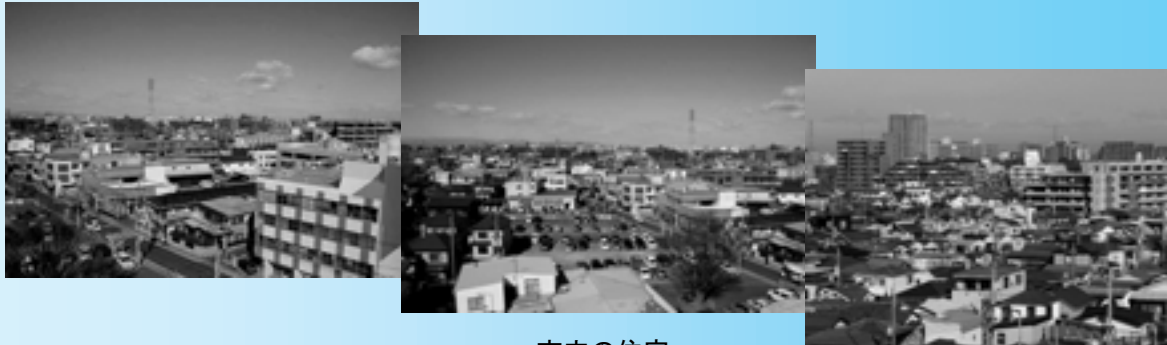
- 公共施設の整備に当たっては、緑化等景観に配慮することで景観のまちづくりの先導的な役割を果たします。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
景観行政団体 [*] への移行	—	—	移行	先進市の事例の調査研究を行い、最終的には朝霞市らしい景観づくりのため、景観行政団体 [*] へ移行する

◆ 成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

6 住環境・住宅



市内の住宅

現状と課題

- 北朝霞地区に防火及び準防火地域を、旧暫定逆線引き地区※には準防火地域をそれぞれ指定しています。今後は、防火地域などの指定と合わせ、住宅の密集した市街地の対策や防火帯となるオープンスペースの確保、旧暫定逆線引き地区※の整備の推進などが必要です。
- 快適な住環境の整備の推進を図るため開発手続き条例※を制定しました。今後は地域住民の発意に基づく地区計画※や建築協定※などの活用、緑化の推進などにより住環境の向上を図ることが必要です。
- 開発手続き条例※の制定や高度地区を指定したことで、一定の成果が上がっていると認識していますが、周辺住宅地とのさらなる調和を促進することが課題です。
- 借り上げている高齢者住宅の老朽化のため、維持経費が増えており、将来的な視点を見据えていく必要があります。また、低所得者などを対象にした市営住宅は引き続き適切に維持管理していくことが必要です。

【住宅数及び持ち家】

（各年 10 月 1 日現在）

	住宅総数(戸)	一戸建(戸)	長屋建(戸)	共同住宅(戸)	その他(戸)	持ち家率(%)
平成 5年	40,130	16,220	460	23,310	130	44.5
平成10年	43,680	14,330	400	28,900	50	47.1
平成15年	50,340	16,820	390	33,070	60	46.4
平成20年	53,380	17,370	740	35,190	80	52.3

資料：市政情報課（出典：住宅・土地統計調査）

施策概要

- 災害に強いまちづくりを推進するために、防火地域等の指定を進めるとともに、旧暫定逆線引き地区[※]の都市基盤整備を進めます。
また、避難地や延焼防止帯となるオープンスペースの確保や住宅の密集した市街地の対策として狭隘道路の解消手法等を検討します。
- 住環境の向上に向け、地区計画[※]や建築協定[※]などの活用を促進するとともに、関連法令に基づき、適切な開発を指導していきます。また、緑化の推進などによるアメニティの向上に努めます。
- 高齢者や低所得者などへの住宅支援として、借り上げ住宅の適正な維持管理を行います。

具体的な施策

(1) 市街地の環境向上

① 密集した市街地の整備

- 住宅の密集した市街地における狭隘道路や小規模の未接道宅地を解消する手法などを検討します。

② オープンスペースの確保

- 災害に強い市街地に向けて、ポケットパーク[※]や緑地帯、オープンスペースの確保に努めます。

③ 安全なまちづくりの推進

- 旧暫定逆線引き地区[※]の都市基盤整備を進めるとともに、防火及び準防火地域の指定を拡大し、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 良好な住環境の保全

① 地域の特性を踏まえた再整備の推進

- 市民への情報提供や自主的活動の支援を行いながら、地区計画[※]や建築協定[※]などの活用を促進します。

② 住環境の保全

- 生垣の設置などの緑化の推進や、開発手続き条例[※]等に基づき適切な指導を行うとともに、必要に応じて制度の検証を行いながら、住環境の向上に努めます。

(3) 公営住宅などの充実

① 公営住宅など住環境の充実

- 高齢者や低所得者などに市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努めます。また、高齢者や障害者に対して、手すりの設置や段差の解消など住宅の改修を行う場合の費用の一部を補助します。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
防火及び準防火地域の指定地区数	1地区	6地区	8地区	現在は、北朝霞地区及び旧暫定逆線引き地区 [※] に指定しているが、今後、朝霞駅周辺の商業地区にも指定をしていく。

◆ 成果指標のうち「現状値」は、平成22年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

